ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業（エネルギー価格・物価高騰対策分）補助金交付要綱

（通則）

第１条　島根県（以下「県」という。）が交付するものづくり産業生産プロセス変革等支援事業（エネルギー価格・物価高騰対策分）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）及び補助金等交付規則（昭和３２年島根県規則第３２号。以下「規則」という。）並びにその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている製造業者が、生産プロセスの変革・拡大や新事業構築への対応に必要な、県内事業所における設備導入等に要する経費に対して補助金を交付することにより、県内製造業の収益確保を支援し、もって競争力強化を図ることを目的とする。

（補助金の交付対象者）

第３条　この補助金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 県内に主たる事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条に定める中小企業者のうち、製造業者。ただし、次のいずれかに該当する者（みなし大企業）は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(2) エネルギー価格・物価高騰の影響を受けていること。

(3) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しない者

(4) 島根県税の未納の徴収金がない者

(5) 国が募集する「パートナーシップ構築宣言」の登録を行っている者

(6) 令和８年３月以降にものづくり産業生産プロセス変革等支援事業（エネルギー価格・物価高騰対策分）補助金の交付決定を受けていない者。ただし、事業の中止又は廃止の承認を受けた者及び交付決定の取消を受けた者を除く

（交付の対象及び補助率）

第４条　知事は、生産プロセスの変革・拡大や新事業構築を図る事を目的として行う別表１の対象要件欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金交付の対象者としない。

(1)　補助事業の実施期間内において、当該事業に対して他の補助金を充当する場合。ただし、別表１の「直近決算期において、三菱マヒンドラ農機株式会社又はリョーノーファクトリー株式会社と直接・間接的に売上全体の 5%以上の取引を有し、新規受注に対応するための設備導入を行う企業」はこの限りではない。

(2)　別表３に掲げるいずれかの事業に採択された実績がある場合

２　補助金交付の対象要件、対象経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額等は、別表１の当該各欄に定めるところによる。

３　補助金の交付の対象となる補助事業の実施期間は、交付決定から最長で令和９年１月 31 日までとする。ただし、県が認めたものに限り令和８年３月 25 日からとする。また、第８条第１項第３号の規定により県が認めたものについては、最長で令和 10 年１月 31 日までとする。

４　補助金の交付は１回限りとする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を申請しようとする者は、知事が指定する期日までに、補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

２　前項の書類は、知事が別途定める方法により、公益財団法人しまね産業振興財団の確認を受けなければならない。

（交付の決定）

第６条　知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をしなければならない。

２　知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

３　知事は、第１項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（様式第２号）により交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第７条　補助金の交付の申請をした者は、前条第３項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から起算して７日以内に、申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定により申請の取下げをしようとするときは、補助金交付申請取下げ届出書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

３　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（決定内容の変更等）

第８条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第４号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(1)　別表２の補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の 20%以内の流用増減を除く。

(2)　補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア　補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ　補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(3)　交付決定以降に生じた、補助事業者の責めに帰することができないやむを得ない事由により、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(4)　補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　知事は、前項の承認をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要に応じ、交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

３　知事は、第１項の承認をしたときは、速やかにその承認の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定変更承認通知書（様式第５号）により当該補助事業者に通知しなければならない。

（遂行状況の報告及び調査）

第９条　補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までに補助金遂行状況報告書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、補助事業の遂行状況等について必要に応じて、補助事業者に対して調査を行うことができる。

（実績報告）

第 10 条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して 15 日を経過する日までに、補助金実績報告書（様式第７号）に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

２　前項の書類は、知事が別途定める方法により、公益財団法人しまね産業振興財団の確認を受けなければならない。

３　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）があるときは、前項に定める実績報告書に補助金取得財産等管理台帳（様式第８号）を添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 11 条　知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、補助金の額の確定をすべきものと認めたときは、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第９号）により当該補助事業者に通知する。

（補助金の支払）

第 12 条　知事は、前条の規定による補助金の額の確定を行った場合は、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 13 条　知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第１号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

(1)　補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき（補助事業者の責に帰すべき事情によるときを除く。）。

(2)　補助事業者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。

(3)　補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4)　補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、この要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

(5)　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。

(6)　補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反したとき。

２　前項第２号から第６号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第 14 条　知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（加算金及び延滞金）

第 15 条　補助事業者は、前条第１項の規定により、補助金の返還を命ぜられたとき（第 13 条第１項第１号に該当して交付の決定が取り消されたことにより補助金の返還を命ぜられたときを除く。）は、その命令に係る補助金の最後の受領の日（当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日）から起算して納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95％の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95％の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

３　知事は、前２項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（財産の管理等）

第 16 条　補助事業者は、補助事業が完了した後においても、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

２　知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第 17 条　補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超える取得財産等（以下「処分制限財産」という。）を知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

２　前項に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。

３　補助事業者は、やむを得ない事由により処分制限財産を前項に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ補助金取得財産等処分承認申請書（様式第 10 号）を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。

４　前条第２項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（事業成果等の報告）

第 18 条　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度（当該補助事業者の会計年度とする。以下同じ。）の翌年度から５年間、毎年、補助事業に係る成果等の状況を、補助金事業成果等報告書（様式第 11 号）により知事へ提出しなければならない。

（補助金の経理）

第 19 条　補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を記載した帳簿を作成するとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業終了後（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）５年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 20 条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第 12 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又はその一部の返還を命ずるものとする。

（補助事業等の公表）

第 21 条　知事は、補助事業及び補助事業者の名称並びに事業内容等について、補助事業者の利益に反しない範囲で、当該内容を公表することができる。

（暴力団排除に関する誓約）

第 22 条　補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付の申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（雑則）

第 23 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年６月９日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和８年３月 25 日から施行する。

２　この要綱による改正後のものづくり産業生産プロセス変革等支援事業（エネルギー価格・物価高騰対策分）補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日より前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、令和８年７月２日から施行する。

２　この要綱による改正後のものづくり産業生産プロセス変革等支援事業（エネルギー価格・物価高騰対策分）補助金交付要綱の規定は、施行の日以後に交付決定を受けた補助金の交付について適用し、同日より前に交付決定を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。また、この要綱による改正後の様式は、令和８年８月１日以後の申請に係る補助金の交付について適用する。

（別紙）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１．法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
２．役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
３．役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
４．役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表１（第４条関係）

<table>
<tr><td>取引状況による区分</td><td>直近決算期において、三菱マヒンドラ農機株式会社又はリョーノーファクトリー株式会社と直接・間接的に売上全体の 5%以上の取引を有し、新規受注に対応するための設備導入を行う企業</td><td>左記以外</td></tr>
<tr><td>対象要件</td><td colspan="2">以下の①～④の全ての要件を満たすもの
①エネルギー価格・物価高騰等の影響に対応し、生産プロセスの変革・拡大や新事業構築を図る以下のいずれかに該当する設備導入等の取組であること
・省人化や自動化を進めていく事業であること。
・多能工化に向けた人材育成システムの整備やそれに伴い工程を変更する事業であること。
・生産量の増加を図るための事業であること。
・新たな事業若しくは市場への参入、新製品の開発、又は新たな取引先を獲得するための事業であること。

②補助期間を含む３年の事業計画（様式第１号別紙１）を策定し、その事業計画期間において、下記のいずれも達成すること
・事業者全体の付加価値額を年率平均３%以上増加させること。
・給与支給総額を年率平均１%以上増加させること。

③申請時における常用従業員数（※１）を、設備導入翌年度末において維持すること。
同数を維持できなかった場合でも、最長でも設備導入から３年が経過した日の属する年度末までに、申請時における従業員数に回復させること。

④先駆的な取組として成果を公開できること</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td colspan="2">第３条に掲げる中小企業者（みなし大企業を除く）のうち製造業者</td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td colspan="2">事業推進にあたり必要な下記の経費
設備導入費、改修費、システム開発費、運搬費、その他経費
※詳細については別表２のとおり</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td>３／４
（国庫補助金との併用を認めるが、総事業費に対する国庫補助金とこの補助金の合計補助率は３／４以内とする。）</td><td>中小企業　１／２以内
小規模事業者　２／３以内
（千円未満切捨）
※小規模事業者（製造業）とは、従業員数２０名以下の事業者をいう。</td></tr>
<tr><td>補助限度額</td><td>下限 500 千円　上限 30,000 千円</td><td>下限 500 千円　上限 20,000 千円</td></tr>
<tr><td>注記事項</td><td colspan="2">※１　「常用従業員」とは、次の４点に概ね該当する者を言う。
(1) 期間の定めなく雇用されていること
(2) １週間あたりおおむね 40 時間以上継続して勤務していること
(3) 社会保険（健康保険、厚生年金保険および雇用保険）に加入していること
(4) 賃金が月俸制または年俸制であること</td></tr>
</table>

別表２（第４条関係）

補助対象経費の区分	内　容
設備導入費	機械、装置、ソフトウェア、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ※単なる老朽化設備の更新は対象外 ※器具のうち、消耗性が高い、又は単体では加工できない（例：金型、型枠）と判断されるものについては対象外
改修費	建物および建物附属設備の改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る）、レイアウト変更等に係る経費
システム開発費	システムの開発費及び導入費
運搬費	運搬料、郵送料等の支払いに要する経費
その他経費	その他知事が特に必要と認める経費
特記事項	※「設備導入費」は取得単価額 10 万円以上の設備等を対象とする。 ※旅費については、目的に即した費目に計上すること。旅費とは、事業遂行のために必要な旅費として、事業者の職員または依頼した専門家等に支払われる経費をいう。 ※補助事業者は事業実施にあたって、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めること。

別表３（第４条関係）

年度	事業名
令和８年度	ものづくり産業脱炭素化促進事業補助金（成長分野）
	企業立地促進助成金（認定）
	先端金属素材グローバル拠点創出事業費補助金（企業向け）
	しまねオープンイノベーション推進助成金（事業化枠、高度研究開発枠）